

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 西 淀 川 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年12月2日（月） 午前11時から 午前11時50分までの間
開催場所		大阪府西淀川警察署 講堂
出席者	委 員	長岡委員 上村委員 中井委員 西端委員 相本委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官（刑事課長代理） 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長代行挨拶 皆様、本日は御多忙中、西淀川警察署協議会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。 先ほどは、新佃公園におきまして、歳末警戒隊発足式の勇ましい姿を拝見しました、大変心強く感じました。 師走に入り、町中も慌ただしくなっています。 署員の皆様の御尽力で西淀川区の安全・安心を確保していただきたいと思います。 最後になりましたが、これから寒い日が続きます、署員の皆様、協議会の皆様どうかお体に気をつけて下さい。 2 署長挨拶 公私ともお忙しい中、西淀川警察署協議会にお越しいただき誠にありがとうございます。 歳末は、人・物・金が激しく動き、関東では闇バイトの強盗などが連日発生しております。 当署管内では、そのような凶悪事件は発生しておりませんが、今後も署員が一丸となって警戒を強化する所存です。 当署では、これまでの協議会での課題としまして、2点御座います。

まず、特殊詐欺被害の防止、2 点目が高齢者・自転車乗車の交通事故抑止についてです。

特殊詐欺につきましては、西淀川区長・コンビニ・金融機関に働きかけて、会議を開き、特殊詐欺被害防止の啓発動画を作成しております。

交通事故につきましても、ここ 2 年間大きな事故は発生しておりませんが、自転車乗車の方のヘルメット着用率を向上させるために区民の皆さんと協力して取り組んでまいります。

安心・安全なまち西淀川区を目指して、署員一同努力いたします。

3 管内の犯罪発生状況について【生活安全課】

西淀川区内の刑法犯認知件数につきましては、10月末で昨年同期より19件増加しております。

また、特殊詐欺につきましては、今年10月末時点の府下での認知件数が2,202件、被害金額が、昨年の36億6千万円から大きく増加して48億円に達しております。

特に、市役所や年金事務所の職員をかたり、「還付金がある。」と銀行などのATM機に誘導して犯人の口座に現金を振り込ませる手口が増加しております。

西淀川区内でも、特殊詐欺の被害が昨年に比べて増加しており、予断を許さない状況です。

今後も、特殊詐欺対策として固定電話の自動録音装置取付けや、安まちアプリの登録推奨など防犯対策を進めてまいります。

4 管内の交通事故発生状況について【交通課】

大阪府下の死亡事故は、昨年、一昨年共に全国ワーストワンです。

これから、日没が早くなり薄暮時間に交通事故が増加しますので、委員の皆さんも御注意下さい。

西淀川区内の交通事故発生状況につきましては、自動車に乗車中の負傷者が半数で、自転車に乗車中の負傷者は全体の約3割となっています。

重傷者は、自転車が最も多く、全体の4割となっております。

自転車で負傷される方のほとんどが、乗車用ヘルメットを着用しておらず、大阪は自転車のヘルメット着用率が5.5%と全国ワーストワンとなっています。

令和8年には、自転車の違反につきましても、交通反則切符（青切符）の対象となります。

当署では今後、自転車の取締りや、啓発活動を行ってまいります。

5 委員からの御意見・御要望について

(1) 大和田地区における交通違反について

【委員】

- ・ 大和田地区は、モスクの礼拝時に路上駐車と走行車両の速度違反が見受けられます。
- ・ 一方通行を逆走する車両があり危険です。

【警察】

路上駐車につきましては、本年8月から改定されました駐車監視員のガイドラインに従いまして、警察官のみならず駐車監視員を礼拝時に重点的に派遣して対応をいたします。

また、細街路の速度違反につきましては、可搬式速度違反自動取締装置を活用して取締りを実施します。

一方通行の逆走につきましては、進入禁止の標識を増やしたり、指導・警告を強化します。

(2) 警察官の防寒対策について

【委員】

- ・ 外勤警察官の防寒対策について、靴に入れるタイプのカイロは導入できますか。

【警察】

使い捨てカイロにつきましては、全署員に配布しており、その他の防寒対策につきましては、各自で実施しております。

委員から提案がありました、靴下に貼るカイロにつきましても今後導入の検討をしたいと思います。

(3) 中島地区の空き地を駐車場化する案について

【委員】

- ・ 中島1丁目と2丁目の境界にある空き地をトラックの駐車場に出来ませんか。

【警察】

ここの空き地につきましては、確認の結果大阪市の土地で、建設局河川課の管理と分かりました、問合せの結果、同所は防潮堤の役割があることから、常態的に駐車場化をすることは出来ないとの回答がありました。

駐車禁止の規制がある場所につきましては、取締りを行います。

(4) 中島地区の信号機について

【委員】

- ・ 中島1丁目の五社神社付近に、自動車から見えない角度で設置されている信号機があります、必要が無いのであれば撤去をすればどうでしょうか。

撤去した信号を、ほかの交差点に設置すればいかがですか。

【警察】

この場所の信号機は、自動車のドライバーには必要ありませんが、自転車など軽車両用の信号機になります。

自転車は、二段階右折の必要がありますので、この方向に信号機を設置しております。

(5) 電動キックボードとモペットについて

【委員】

- ・ 「特定」小型原動機付自転車と「特例特定」小型電動機付自転車のルールが今ひとつ浸透していないように感じます。

事故防止のため、対策をお願いします。

【警察】

「特定」小型原付と、「特例特定」小型原付につきましては、昨年7月から新たに道交法で規定され、詳細につきましては既に啓発チラシをお配りしております。

大阪市内中心部において、ループ社製の特定小型原付などが交通ルールを無視して走行するのを報道されており、広くルールが周知されていないのが現状です。

西淀川区内では、頻繁に走行はしていませんが、今後増加も見込まれ特定小型原付の交通違反については、見逃すこと無く指導・取締りを行うと共に、免許証不要の乗り物であることから、中学生や高校生に対しても、広報啓発活動を実施してまいります。

次に、モペットと呼ばれる物につきましては、自転車と同じでペダルが付いていて、警察官の前ではペダルを漕いで走る人が散見されたのですが、本年11月から道交法が改正されまして、ペダルで走行するだけでも、原動機付き自転車の運転と見なされるようになりました。

今後は、モペットの走行を認めたときには、原付と同じで、ナンバープレート、ミラーなど保安部品が取り付けられているかなどを確認して、原付であるということの周知徹底と指導取締りを実施します。

(6) 中島地区の駐車違反について

【委員】

- ・ 中島2丁目地区に駐車違反の車両が多数あります、取締りをお願いします。

- ・ 道路の中央線が消えている場所がありますので、事故防止のため修復をお願いします。

【警察】

委員から御指摘の場所につきましては、駐車禁止の規制が無い場所もありますが、道路を車庫代わりに使用している者については、自動車の保管場所の確保等に関する法律（通称車庫法）を元に警告を実施して、その結果従わない悪質性の高い車両については取締りを実施します。

センターラインの消えている場所につきましては、道路管理者である大阪市の建設局に対して修復の依頼を申し入れております。

（７）大和田付近における外国人の駐車違反について

【委員】

- ・ 大和田４、５丁目でモスクの礼拝時に、参拝に来る外国人が周辺で駐車違反をするので、取締りの強化をお願いします。

【警察】

当該場所につきましては、以前からモスクの礼拝日に駐車違反などの取締りを行ってまいりましたが、駐車監視員を派遣して、引き続き取締りを実施します。

６ 質疑応答

【委員】

謝辞を述べます。

７月から１０月ころにかけて、中島地区にナンバープレートの無い放置車両がありましたが、警察の方で働きかけていただき、排除されました、ありがとうございます。

【委員】

中島２丁目の歩道にドラム缶などを放置している会社があります、通行の妨害になりますので、警察の方から注意していただけないでしょうか。

【警察】

現場を確認して、道路の不正使用などが認められれば処置を実施します。

【委員】

同じく中島２丁目の大阪湾沿いの敷地には雑草が生い茂っていて、ゴミも放置されています、火災になれば危険です、敷地を管轄する十三工営所に連絡しましたが、「予算の関係で出来ない。」と回答され

ました、警察の方からも「道路交通の妨げになるので」と伐採の要望をしていただけないでしょうか。

【警察】

現場を確認し、可能な限り大阪市に申入れをしてみます。